令和6年度税制改正大綱(資産税)

改正趣旨

国の経済・地域の活性化のためには、雇用の7割を抱える中小企業が成長していくことが重要 改正内容

1. 事業承継税制の申請期限延長

円滑な世代交代を通じた生産性向上の課題が待ったなし

→法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長

個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限の延長

→共に2年延長

(注)延長対象は<u>計画の提出期限</u>のみ、事業承継の実行期限は従来(令和9年12月末)のまま

※医療法人は令和5年度医療法改正により認定医療法人制度の改正がなされている

移行計画の申請期限が令和8年12月末まで延長

移行計画提出後の実行期限は計画提出後3年以内から5年以内に延長

2. 中小企業事業再編投資損失準備金制度※を拡充

成長意欲のある中堅・中小企業がM&Aにより複数の中小企業をグループ化することで 飛躍的な成長を遂げることができるように後押し

→積立率 投資額の70% → 100%

据置期間 5年 → 10年

※中小企業事業再編投資損失準備金制度概要

経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画人基づいてM&Aを実施した場合、

一定金額を準備金積立した時に損金算入できる制度

(但し措置期間経過後5年かけて一部ずつ利益として戻される)

3. その他特例の期限の延長

所得税

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の特例 2年延長

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 2年延長

特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 2年延長

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税の額の特別控除 2年延長

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 2年延長

(但し、所得要件が3000万円から2000円万円に引き下げられている)

認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除 2年延長

(但し、所得要件が3000万円から2000円万円に引き下げられている)

相続税・贈与税

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置 3年延長

(但し、令6年1月1日以降の贈与について一部適用要件が厳格化されている)

特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の

3年延長

相続時精算課税制度の特例

4. これからの検討事項

延納・物納制度の検討

納税者の支払い能力をより的確にするための物納許可限度額の計算方法を検討